

令和3年度沖縄県普通会計決算の概要

令和3年度決算に基づく健全化判断比率等の概要

令和4年9月21日
総務部財政課

1 決算収支の状況

(単位：百万円、%)

区 分	歳入総額 A	前年比 上段：増減率 下段：増減額	歳出総額 B	前年比 上段：増減率 下段：増減額	歳入歳出差引額 C (A-B)	翌年度へ 繰り越 すべき財源 D	実質収支 (C-D)	単年度 収支	実 質 単年度収支
令和3年度	1,049,009	19.3 169,540	1,035,150	19.4 168,384	13,859	9,578	4,281	△1,158	24,280
令和2年度	879,469	23.1 165,237	866,766	23.3 163,687	12,703	7,264	5,439	2,378	627

歳入総額は 1兆490億9000万円 で、前年度に比べて 1,695億4,000万円 (19.3%) の増となっている。

歳出総額は 1兆351億5,000万円 で、前年度に比べて 1,683億8,400万円 (19.4%) の増となっている。

歳入歳出差引額 (形式収支) は 138億5,900万円 で、翌年度へ繰り越すべき財源 95億7,800万円 を差し引いた実質収支は42億8,100万円 となっており、前年度に比べて 11億5,800万円 (21.3%) の減となっている。

単年度収支は △11億5,800万円、実質単年度収支は 242億8,000万円となっている。

※ 括弧書きは、対前年度比率

2 歳入の状況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	令和3年度	令和2年度	対前年度 増△減額	対前年度 増△減率	構 成 比
自 主 財 源		305,539	291,083	14,456	5.0	29.1
地方税		175,688	165,662	10,026	6.1	16.7
(県税)		140,243	132,941	7,302	5.5	13.4
(地方消費税清算金)		35,445	32,721	2,724	8.3	3.4
市町村たばこ税都道府県交付金		522	577	△55	△9.5	0.0
分担金・負担金・寄附金		1,582	5,871	△4,289	△73.1	0.2
使用料・手数料		15,256	15,490	△234	△1.5	1.5
財産収入		3,090	2,671	419	15.7	0.3
繰入金		28,761	13,698	15,063	110.0	2.7
繰越金		12,703	11,154	1,549	13.9	1.2
諸収入		67,937	75,959	△8,022	△10.6	6.5
依 存 財 源		743,470	588,386	155,084	26.4	70.9
地方譲与税		24,039	21,125	2,914	13.8	2.3
地方特例交付金		596	620	△24	△3.9	0.1
地方交付税		240,063	214,200	25,863	12.1	22.9
交通安全対策特別交付金		333	354	△21	△5.9	0.0
国庫支出金		415,082	296,057	119,025	40.2	39.6
地方債		63,357	56,029	7,328	13.1	6.0
(臨時財政対策債)		34,506	20,101	14,405	71.7	3.3
(その他の地方債)		28,851	35,928	△7,077	△19.7	2.8
歳 入 総 額		1,049,009	879,469	169,540	19.3	100.0

※ 地方税については、地方消費税清算後の数値である。

※ 四捨五入の関係で、合計は必ずしも一致しない。

歳入総額は 1兆490億900万円で、前年度に比べて1,695億4,000万円(19.3%)の増となっている。

主な増の要因は、国庫支出金(+1,190億2,500万円)、地方交付税(+258億6,300万円)、繰入金(+150億6,300万円)等であり、

減の要因は、諸収入(△80億2,200万円)、分担金・負担金・寄附金(△42億8,900万円)等である。

歳入総額に占める自主財源の割合は29.1%(前年度比4.0ポイント減)、依存財源の割合は70.9%(前年度比4.0ポイント増)となっている。

3 歳出の状況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	令和3年度	令和2年度	対前年度 増△減額	対前年度 増△減率	構 成 比
義務的経費		300,797	295,243	5,554	1.9	29.1
人件費		202,708	199,900	2,808	1.4	19.6
扶助費		32,929	30,700	2,229	7.3	3.2
公債費		65,160	64,643	517	0.8	6.3
投資的経費		126,591	131,830	△5,239	△4.0	12.2
普通建設事業費		125,844	131,386	△5,542	△4.2	12.2
補助事業費		110,177	114,862	△4,685	△4.1	10.6
単独事業費		13,114	13,773	△659	△4.8	1.3
国直轄事業負担金		2,554	2,751	△197	△7.2	0.2
その他の経費		607,762	439,693	168,069	38.2	58.7
補助費等		408,186	285,887	122,299	42.8	39.4
物件費		65,947	47,457	18,490	39.0	6.4
積立金		61,971	23,312	38,659	165.8	6.0
その他		71,658	83,037	△11,379	△13.7	6.9
歳出総額		1,035,150	866,766	168,384	19.4	100.0

※ 四捨五入の関係で、合計は必ずしも一致しない。

※ 「普通建設事業費」のうち、「補助事業費」には受託事業費のうち補助事業費を含めて計上し、「単独事業費」には同級他団体施行事業負担金及び受託事業費のうち単独事業費を含めて計上している。(総務省検収調書と同じ取扱い)

歳出総額は 1兆351億5,000万円 で、前年度に比べて 1,683億8,400万円 (19.4%) の増となっている。

主な増の要因は、補助費等 (+1,222億9,900万円)、積立金 (+386億5,900万円) 等であり、減の要因は、その他(貸付金等) (△113億7,900万円)、補助事業費 (△46億8,500万円) 等である。

歳出構成比を性質別にみると、義務的経費が29.1% (前年度比 5.0ポイント減)、投資的経費が12.2% (前年度比 3.0ポイント減)、その他の経費は 58.7% (前年度比 8.0ポイント増) となっている。

4 主な財政指標

- ・ 実質収支比率は 1.0%となっており、前年度に比べて 0.4ポイント低くなっている。
- ・ 経常収支比率は 88.0%で、前年度に比べて 8.4ポイント低くなっている。
- ・ 実質公債費比率は 7.1%で、前年度に比べて 0.2ポイント低くなっている。
- ・ 県債残高は 5,983億1,600万円で、前年度に比べて 4億7,000万円(0.1%)の増となっている。
- ・ 財政力指数は 0.36177 で、前年度に比べて 0.01292ポイント低くなっている。

(単位:百万円、%)

項目	年度					令和2年度	
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	九州平均	全国平均
(1)実質収支比率	1.0	1.1	0.8	1.4	1.0	3.1	3.3
(2)経常収支比率	96.5	95.7	97.1	96.4	88.0	95.0	94.7
人件費	41.9	41.6	41.8	37.1	39.1	37.6	37.3
扶助費	3.3	3.3	3.4	3.0	3.3	2.3	2.0
公債費	17.3	15.9	15.9	13.8	14.5	23.4	23.6
補助費等	25.9	23.0	23.9	21.9	23.7	25.5	24.6
その他経費	8.1	11.9	12.1	20.6	7.4	6.2	7.2
(3)実質公債費比率	9.0	8.4	7.9	7.3	7.1	9.9	10.9
(4)県債残高	636,456	623,784	603,698	597,846	598,316	1,554,333	1,865,520
(5)財政力指数	0.34773	0.35628	0.36602	0.37469	0.36177	0.41362	0.52320

※ 九州平均(沖縄除く)及び全国平均(沖縄含む)は、単純平均であり、本県が独自に集計した速報値である。

※ 実質公債費比率及び財政力指数は、3年平均である。

※ 県債残高には臨時財政対策債を含む。

5 健全化判断比率の状況

令和3年度に基づく健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回った。

(単位：%)

年度	実質赤字比率			連結実質赤字比率		
		早期健全化基準	財政再生基準		早期健全化基準	財政再生基準
令和3年度	—	3.75	5.00	—	8.75	15.00
令和2年度	—	3.75	5.00	—	8.75	15.00

年度	実質公債費比率			将来負担比率		
		早期健全化基準	財政再生基準		早期健全化基準	財政再生基準
令和3年度	7.1	25.0	35.0	30.3	400.0	
令和2年度	7.3	25.0	35.0	41.5	400.0	

※ 実質赤字比率は、実質赤字額がないため「なし」(—表示)となる。

※ 連結実質赤字比率は、連結実質赤字額がないため「なし」(—表示)となる。

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準が設けられている。

※健全化判断比率が早期健全化基準を下回っていれば、財政は健全なのか
健全化判断比率の基準は、これ以上悪化すれば、法に基づき財政健全化に向けた取組が義務づけられる状態であるという目安であり、当該基準をクリアしていることをもって、ただちに財政状況が健全であると判断することは適切でない。
(当該基準は当然にクリアしなければならないものである)
したがって、引き続き、長期的な見通しに基づく財政運営と持続力のある財政基盤の確立に努める必要がある。

6 資金不足比率の状況

公営企業会計において、資金不足額は生じていない。

(単位：%)

会計名	令和3年度	令和2年度
沖縄県水道事業会計	—	—
沖縄県工業用水道事業会計	—	—
沖縄県病院事業会計	—	—
沖縄県流域下水道事業会計	—	—
沖縄県中央卸売市場事業特別会計	—	—
沖縄県宜野湾港整備事業特別会計	—	—
沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計	—	—
沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計	—	—
沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計	—	—
沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	—	—
沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計	—	—

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「なし」(—表示)となる。

※ 病院事業会計では、平成19年度に資金不足額が生じていたが、公立病院特例債の発行(平成20年度限り)や、一般会計からの借入金を新たに措置したこと等により、短期の資金不足は生じていない。

経営健全化基準
20.0

財 政 用 語 解 説

用 語	見 方	算 式
普通会計	<p>普通会計は、一般会計と特別会計のうち、①地方財政法施行令12条に掲げる事業に係る公営企業会計、②収益事業会計、③上記①及び②の事業以外の事業で地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業に係る会計、に含まれない特別会計を合算した会計区分をいう。</p> <p>本県における普通会計は、一般会計と農業改良資金特別会計及び小規模企業者等設備導入資金特別会計などの10特別会計を合算したものである。</p>	
実質収支	<p>決算収支をあらわすもので、累年による黒字赤字の額を示す。一定の黒字を出すことが財政運営の基本であり、後年度の財源調整として適度の剰余も考えられる。</p>	(歳入－歳出)－翌年度へ繰越すべき財源
単年度収支	<p>当該年度の決算による実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額。</p> <p>実質収支は、前年度以前からの収支の累積であるので、当該年度だけの収支を把握しようとする場合にみるもの。</p>	
実質収支比率	<p>標準財政規模に対する実質収支額の割合</p> <p>実質収支額が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で示される。</p>	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模}} \times 100(\%)$
実質単年度収支	<p>単年度収支に財政調整基金の積立金及び任意に行った県債の繰上償還(黒字要素)を加え、財政調整基金の取り崩し額(赤字要素)を差し引いたもので、実質的な収支をみるものである。</p>	<p>単年度収支＋財政調整基金積立金</p> <p>＋県債繰上償還－財政調整基金取崩額</p>
標準財政規模	<p>当該団体の一般財源の標準規模を示した額</p>	$\left\{ \frac{100}{75} \times \left[\begin{array}{l} \text{基準財政収入額} - \text{各種譲与税} - \text{交通安全対策} \\ \text{特別交付金} \end{array} \right] + \text{各種譲与税} \right. \\ \left. + \text{交通安全対策特別交付金} \right\} + \text{普通交付税}$
経常収支比率	<p>財政構造の弾力性を測定する比率。人件費、扶助費、公債費等の経常的経費に充当された一般財源等の、地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とした経常一般財源総額に対する割合がどの程度あるかという指標で、この比率が低いほど、政策的な経費等に充当できる一般財源に余裕があり、財政構造が弾力性に富んでいることを示す。</p>	$\frac{\text{経常的経費充当の一般財源等の額}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{臨時財政対策債} + \text{減収補てん債特別分}} \times 100(\%)$
財政力指数	<p>当該団体の財政力をあらわす指標</p> <p>基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の当該年度を含む過去3か年の平均値をいう。</p> <p>「1」に近く又は「1」を越えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を越えると普通交付税不交付団体となる。</p>	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \text{の3ヶ年平均}$
実質公債費比率	<p>地方債の発行に伴う過去3年間の元利償還金(公債費)の額が適当かどうかにより、後年度の地方債の借入を判断する指標で、標準財政規模に対する公債費に充当された一般財源の割合をいい、公営企業債の返済に充てた繰出金や一部事務組合の起債の返済に充てた補助金、負担金なども債務として算定する。</p> <p>18%以上になると、公債費負担適正化計画の策定を前提に、協議団体から許可団体へ移行する。</p>	$\frac{\text{公債費充当一般財源額} - \text{基準財政需要額} \text{算入公債費}}{\text{標準財政規模} - \text{基準財政需要額} \text{算入公債費}} \times 100(\%) \text{の3ヶ年の平均}$ <p>(公債費充当一般財源額には公営企業繰出金や一部事務組合への補助・負担金等を含む)</p>

普通会計と公営事業会計

沖縄県の決算統計の区分は表のとおりです。

沖 縄 県

普通会計	
一般会計	+ 特別会計
	1 農業改良資金特別会計
	2 小規模企業者等設備導入資金特別会計
	3 中小企業振興資金特別会計
	4 下地島空港特別会計
	5 母子父子寡婦福祉資金特別会計
	6 所有者不明土地管理特別会計
	7 沿岸漁業改善資金特別会計
	8 林業・木材産業改善資金特別会計
	9 産業振興基金特別会計
	10 公債管理特別会計
公 営 事 業 会 計	
	特別会計 + 企業会計
	11 中央卸売市場事業特別会計
	12 中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計
	13 宜野湾港整備事業特別会計
	14 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計
	15 中城湾港(新港地区)整備事業特別会計
	16 中城湾港マリン・タウン特別会計
	17 駐車場事業特別会計
	18 中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計
	19 国民健康保険事業特別会計
	1 病院事業会計
	2 水道事業会計
	3 工業用水道事業会計
	4 流域下水道事業会計

地方公共団体の財政の健全化に関する法律について

(指標の公表は平成19年度決算から、財政健全化計画の策定の義務付け等は平成20年度決算から適用)

健全段階

○指標の整備と情報開示の徹底

- ・フロー指標：実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
- ・ストック指標：将来負担比率＝公社・三セク等を含めた実質的負債による指標
→監査委員の審査に付し議会に報告し公表

財政の早期健全化

○自主的な改善努力による財政健全化

- ・財政健全化計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会に報告し公表
- ・早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告

財政の再生

○国等の関与による確実な再生

- ・財政再生計画の策定(議会の議決)、外部監査の要求の義務付け
- ・財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる
- 【同意無】
 - ・災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限
- 【同意有】
 - ・収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債(再生振替特別債)の起債可
- ・財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告

(健全財政)

公営企業の経営の健全化

<旧制度の課題>

- ・分かりやすい財政情報の開示等が不十分
- ・再建団体の基準しがなく、早期是正機能がない
- ・普通会計を中心にした収支の指標のみで、ストック(負債等)の財政状況に課題があっても対象とならない
- ・公営企業にも早期是正機能がない等の課題

旧制度

地方財政再建促進特別措置法

○赤字団体が申出により、財政再建計画を策定(総務大臣の同意が必要)

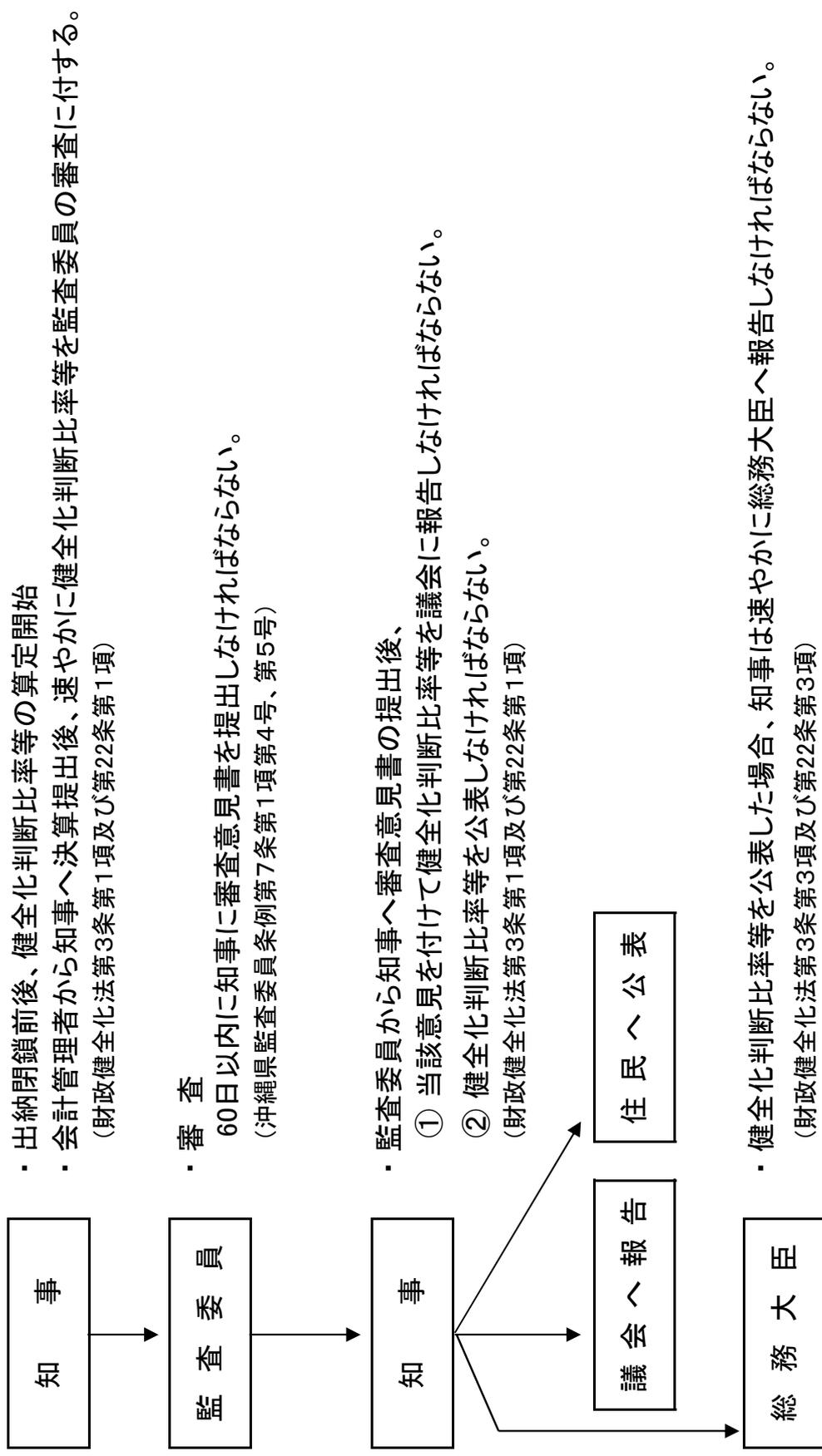
※赤字比率が5%以上の都道府県、20%以上の市町村は、法に基づく財政再建を行わなければ建設地方債を発行できない

○公営企業もこれに準じた再建制度(地方公営企業法)

(財政悪化)

『財政健全化判断比率等』の算定から審査、公表までの流れ

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する法律（財政健全化法）



【用語説明】

健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。

実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率です。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

一般会計等

地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、地方財政統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、地方財政統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。

実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額をいいます。実質赤字額がある団体を通常「赤字団体」と呼んでいます。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税等を加算した額をいいます。

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

公営企業（法適用企業・法非適用企業）

公営企業とは地方公共団体が経営する企業であり、法適用企業と法非適用企業に分類されます。地方公共団体財政健全化法においては、地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経営を行っている公営企業であつて法適用企業以外のものを法非適用企業と定義しています。

法適用企業には、地方公営企業法の全部を適用することが法律で定められている上下水道、工業用水道、軌道、鉄道、自動車運送、電気（水力発電等）、ガスの7事業、法律により財務規定等を適用するように定められている病院事業（以上、当然適用事業）、及び条例で地方公営企業法の全部又は財務規定等を任意で適用する事業（任意適用事業）があります。法非適用事業には、下水道事業、宅地造成事業、観光施設事業等（それぞれ地方公営企業法を任意適用していないものに限る。）があります。

公営企業の経営は特別会計を設けて行うこととされており、その特別会計を公営企業会計といいます。法適用企業の公営企業会計は、企業会計方式により経営が行われ、法非適用企業は、一般会計と同様、地方自治法に基づく財務処理が行われます。

資金の不足額

公営企業ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としています。

実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じです。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額（将来負担比率において同じ）。

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額[※]に対する比率です。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模と比べて指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。
公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

健全化判断比率等の対象となる会計等の範囲について【沖縄県】

一般会計等	一般会計	農業改良資金特別会計 小規模企業者等設備導入資金特別会計 中小企業振興資金特別会計 下地島空港特別会計 母子寡婦福祉資金特別会計 所有者不明土地管理特別会計 沿岸漁業改善資金特別会計 林業・木材産業改善資金特別会計 産業振興基金特別会計 公債管理特別会計	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率
	特別会計	駐軍場事業特別会計 国民健康保険事業特別会計 中央卸売市場事業特別会計 中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計 宜野湾港整備事業特別会計 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 中城湾港(新港地区)整備事業特別会計 中城湾港マリントウン特別会計 中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計 水道事業会計 工業用水道事業会計 病院事業会計 下水道事業会計	
公営事業会計	特別会計	離島医療組合 那覇港管理組合	※ 資金不足比率
	特別会計 (法非適用)	中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計 宜野湾港整備事業特別会計 国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計 中城湾港(新港地区)整備事業特別会計 中城湾港マリントウン特別会計 中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	企業会計 (法適用)	離島医療組合 那覇港管理組合	
地方公社・第三セクター等		土地開発公社 沖縄県立芸術大学 産業振興公社 信用保証協会 農業開発公社	

※ 資金不足比率は公営企業会計ごとに算定する